三　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。
四　中間申告書　法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書をいう。
五　棚卸資産　法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。
六　確定申告書　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。
七　還付加算金　法人税法第二条第四十三号に規定する還付加算金をいう。
八　更正　法人税法第二条第三十九号に規定する更正をいう。
九　充当　法人税法第二条第四十二号に規定する充当をいう。
十　減価償却資産　法人税法第二条第二十三号に規定する減価償却資産をいう。
十一　適格現物分配　法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。
十二　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。
十三　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。
十四　損金経理　法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。
十五　国内　法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。
十六　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。
十七　適格分割　法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。
十八　適格現物出資　法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。
十九　分割承継法人　法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。
二十　被現物出資法人　法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。
二十一　被現物分配法人　法人税法第二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。
二十二　連結法人　法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。
二十三　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。
二十四　分割法人　法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。
二十五　現物出資法人　法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。
二十六　現物分配法人　法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。
二十七　株式交換完全子法人　法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全子法人をいう。
二十八　株式移転完全子法人　法人税法第二条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。
二十九　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。
三十　連結中間申告書　法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書をいう。
三十一　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。
三十二　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。
三十三　連結確定申告書　法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。
三十四　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

4　第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　事業者　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。
二　課税期間　消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。

（法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用）
第三条　人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この法律（第三十三条及び第四章を除く。）の規定を適用する。

第二章　所得税法等の特例

（雑損控除の特例）
第四条　居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産について東日本大震災により生じた損失の金額（東日本大震災に関連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。以下この項、次条第一項及び第六条第四項において「特例損失金額」という。）については、その居住者の選択により、平成二十二年において生じた同法第七十二条第一項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その居住者の平成二十三年分の所得税に係る次条及び同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

2　前項の規定は、平成二十二年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。

（雑損失の繰越控除の特例）
第五条　確定申告書を提出する居住者が特定雑損失金額（所得税法第二条第一項第二十六号に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。）を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における同法第七十一条の規定の適用については、同条第一項中「雑損失の金額（」とあるのは「雑損失の金額で特定雑損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項（雑損失の繰越控除の特例）に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）は」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、所得税法第百二十三条第一項中「（雑損失の繰越控除）」とあるのは「（雑損失の繰越控除）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第一項（雑損失の繰越控除の特例）の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、同項第三号及び同条第二項第二号並びに同法第百二十七条第三項中「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」とする。

3　第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」とする。

（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等）
第六条　居住者の有する棚卸資産について東日本大震災により生じた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む。以下この項及び次条第四項において「棚卸資産震災損失額」という。）については、その者の選択により、平成二十二年において生じたものとして、その者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。この場合において、当該事業所得の金額の計算上必要経費に算入された当該棚卸資産震災損失額は、その者の平成二十三年分の所得税に係る同条及び所得税法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

2　居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）その他これに準ずる資産で政令で定めるもの（次条第一項において「固定資産等」という。）について東日本大震災により生じた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。以下この条及び次条第四項において「固定資産震災損失額」という。）については、その者の選択により、平成二十二年において生じた同法第五十一条第一項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該固定資産震災損失額は、その者の平成二十三年分の所得税に係る次条及び同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。